

社会福祉法人津市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用 弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常務理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、日当及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 会長、監事及び常務理事（以下「会長等」という。）に対しては報酬等を支給し、会長等を除く非常勤の役員に対しては報酬等を支給しない。

- 2 評議員に対しては報酬等を支給しない。
- 3 会長等に対する報酬は、その職についた当月から支給する。ただし、月の途中で就任又は辞任し、若しくは解任されたときは、その月の報酬を日割りにより支給する。
- 4 常務理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 会長等に対する報酬の額は、評議員会において決定し、別表1及び別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長等に対する報酬等の支給の時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（支給日が休日の場合はその前日）
- 2 監事に対する報酬は、監事監査等への出席の都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨で直接本人に支給する。ただし、本人の申し出により指定の銀行振込みにより支給することができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が本会の用務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として日当及び旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する日当の額は、1日につき2,000円、旅費の額は、津市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程第7条及び別表第1の額とする。ただし、航空賃の額は、現に支払を要する旅客運賃とする。

3 役員等が会議等に出席したときは、日当として、1日につき2,000円を、旅費として、鉄道賃、宿泊料及び船賃については津市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程第7条及び別表第1の額を、車賃については当該役員等の住居と参集場所までの片道の距離に応じて次の各号に掲げるところにより算出した額を支給する。ただし、定額の車賃で会議等の出席に係る実費額を支弁することができない場合は、その実費額による。

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 2キロメートル以上8キロメートル未満 | 300円 |
| (2) 8キロメートル以上16キロメートル未満 | 900円 |
| (3) 12キロメートル以上24キロメートル未満 | 1,500円 |
| (4) 24キロメートル以上32キロメートル未満 | 2,100円 |
| (5) 32キロメートル以上 | 当該距離を8で除して得た値（その値に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値）に600円を乗じて得た額に300円を加算した額 |

4 前2項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、職員等に支給する旅費の例による。

5 第3項の費用弁償は、会長、常務理事及び津市の職員には支給しない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表 1（会長及び常務理事の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額150,000円
常務理事	月額300,000円以内

別表 2（監事の報酬）

役職名	報酬の額
監事（監事監査等へ出席した場合）	日額 9,000円